

令和3年4月23日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、第47回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議で決定された（大阪府から令和3年4月23日付け災対第1369号で示された）「緊急事態措置に基づく要請」を踏まえ、下記のとおり決定します。

記

- 1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について
 - (1) 期 間：4月25日～5月11日
 - (2) 対 応：原則、延期及び中止します。
 - (3) その他
 - ①詳細については、市ホームページ等に掲載、周知します。
 - ②市主催の事業で中止したイベント参加料は参加予定者に全額返金します。
なお、市が財政的支援等を行っている共催事業は、これに準ずる方向で共催者と調整します。
- 2 公共施設等について
 - (1) 期 間：4月25日～5月11日
 - (2) 対 応：原則、休館します。
 - (3) その他
 - ①詳細については、別添のとおり
 - ②当該休館措置に伴うキャンセルは利用料を還付します。
- 3 参考資料
第47回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料(令和3年4月23日付け災対第1369号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」)